

議案第 3 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 2 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例を整備するものです。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年条例第1号）  
の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項を次のように改める。

法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により  
採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」とい  
う。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適  
用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる  
基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再  
任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時  
間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任  
用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時  
間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第12条第1項第2号中「以下」の次に「この条において」を  
加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該  
職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号において」  
を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号にお  
いて」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第3号中  
「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2  
項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」  
に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用す  
る場合を含む。）」を削り、同項第1号中「場合は」を「場合  
には」に改め、同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改  
める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3

項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条の2中「第9条」を「第5条第3項から第10項まで、第9条」に、「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第9条、第10条及び第11条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

附則に次の7項を加える。

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 白井市職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第12号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 白井市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除

く。)

- 9 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 2 附則第 9 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 7 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 3 附則第 7 項から前項までに定めるもののほか、附則第 7 項の規定による給料月額、附則第 9 項の規定による給料その他附則第 7 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第 2 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	193,600	204,700	223,200

別表第 3 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和40年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

- 2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和35年条例第1号)附則第7項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。
- 3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和40年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条中「期間」の次に「、その発令の日に受ける」を、「基本報酬」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

る。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和59年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第19条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 白井市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 白井市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第5条の2第1項の項を削り、同表第15条第1項各号列記以外の部分の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第15条第4項各号列記以外の部分の項を削り、同表第15条第5項各号列記以外の部分の項中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条の表第21条の2の項中「第21条の2」を「第21条の2第2項」に改め、「再任用職員及び」を削る。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間

勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則第4項を次のように改める。

(給与条例附則第7項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 4 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第7項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附則第5項及び第6項を削る。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。



(5) 白井市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（白井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 白井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる」を「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第9条 職員の再任用に関する条例（平成13年条例第23号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9

条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員と

みなして、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第15条第2項の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項から第10項まで、第9条、第10条及び第11条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第7項から第13項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第6条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措

置)

第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

議案第3号資料

○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(第1条関係) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和35年条例第1号) 新旧対照表

改正案	現 行
(略)	(略)
<p><b>第5条の2</b> <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p><b>第5条の2</b> <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、<u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>
(略)	(略)
(通勤手当)	(通勤手当)
<p><b>第12条</b> 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>第12条</b> 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) (略)</p>

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 (略)

(略)

(時間外勤務手当)

**第15条** 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて、勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項 \_\_\_\_\_ 及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) (略)

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 (略)

(略)

(時間外勤務手当)

**第15条** 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 再任用短時間勤務職員 \_\_\_\_\_ 又は任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて、勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項 (第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は \_\_\_\_\_、100分の175)

(2) (略)

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150

(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(略)

(期末手当)

## 第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

**第21条** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

**第21条の2** 第5条第3項から第10項まで、第9条、第10条及び第11条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第9条、第10条及び第11条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

(略)

(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(略)

(期末手当)

## 第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

**第21条** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

**第21条の2** 第9条、第10条及び第11条の2の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

(新設)

(略)

附 則

1～6 (略)

7 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 白井市職員の定年等に関する条例(昭和58年条例第12号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 白井市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

9 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第11項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した

附 則

1～6 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)



額を給料として支給する。

13 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第4条第1項第1号関係）

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用	(略)	円	円	円	円	円	円	円	円
短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
短時間勤務職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2（第4条第1項第2号関係）

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
		号給	給料月額	給料月額
定年前再任用	(略)	円	円	円
短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用		基 準	基 準	基 準
短時間勤務職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
		193,600	204,700	223,200

別表第3（第4条第1項第3号関係）

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用	(略)	円	円	円	円
短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用		基 準	基 準	基 準	基 準
短時間勤務職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
		188,700	215,300	243,500	256,900

別表第4（第4条第1項第4号関係）

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円

(新設)

別表第1（第4条第1項第1号関係）

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	(略)	円	円	円	円	円	円	円	円
以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2（第4条第1項第2号関係）

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
		号給	給料月額	給料月額
再任用職員	(略)	円	円	円
以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		193,600	204,700	223,200

別表第3（第4条第1項第3号関係）

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	(略)	円	円	円	円
以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900

別表第4（第4条第1項第4号関係）

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円

短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準	基準	基準	基準	再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						
		円	円	円	円						
		235,100	255,400	262,600	272,800						
	(略)						(略)				

(第2条関係) 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 (昭和40年条例第25号) 新旧対照表

改正案	現行
(趣旨) <b>第1条</b> この条例は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第28条第3項の規定に基づき、職員 (法第29条の2第1項に規定する条件付採用期間中の職員及び臨時的に採用された職員並びに市町村立学校職員給与負担法 (昭和23年法律第135号) 第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下同じ。) の意に反する降任、免職、退職及び降給の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。 (略) <b>附 則</b> (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (降給に関する経過措置) 2 一般職の職員の給与に関する条例 (昭和35年条例第1号) 附則第7項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。 3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。	(趣旨) <b>第1条</b> この条例は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第28条第3項の規定に基づき、職員 (法第29条の2第1項に規定する条件付採用期間中の職員及び臨時的に採用された職員並びに市町村立学校職員給与負担法 (昭和23年法律第135号) 第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下同じ。) の意に反する降任、免職及び退職の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。 (略) <b>附 則</b> この条例は、公布の日から施行する。 (新設) (新設)

(第3条関係) 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 (昭和40年条例第26号) 新旧対照表

改正案	現行
(略) (減給の効果) <b>第3条</b> 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料 (地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年条例第6号) 第18条に定める基本報酬。以下同じ。) の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。 (略)	(略) (減給の効果) <b>第3条</b> 減給は、1日以上6月以下の期間、給料 (地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年条例第6号) 第18条に定める基本報酬 ( )) の10分の1以下を減ずるものとする。 (略)

(第4条関係) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和59年条例第6号) 新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)

<p>(給与の減額)</p> <p><b>第16条</b> (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)<u>又は高齢者部分休業(当該職員が55歳に達した日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。)</u>までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p><b>第19条</b> <u>第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>  <u>の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成17年条例第14号)第3条の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(給与の減額)</p> <p><b>第16条</b> (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)<u>又は高齢者部分休業(当該職員が55歳に達した日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(地方公務員法第28条の2第1項に規定する定年退職日をいう。)</u>までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p><b>第19条</b> <u>第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成17年条例第14号)第3条の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
--	--

(第5条関係) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第5号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 白井市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p><b>第9条</b> 育児休業法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 白井市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p><b>第16条</b> 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p><b>第9条</b> 育児休業法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p><b>第16条</b> 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による</p>

短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第15条第1項各号列記以外の部分	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする
第15条第5項各号列記以外の部分	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第16条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

(略)

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)

**第18条** 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第21条の2第2項	任期付短時間勤務職員	短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に限る。）

(部分休業をすることができない職員)

**第19条** 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第5条の2第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第15条第1項各号列記以外の部分	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第15条第4項各号列記以外の部分	第2項の	育児休業条例第16条の
第15条第5項各号列記以外の部分	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第16条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

(略)

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)

**第18条** 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第21条の2	再任用職員及び任期付短時間勤務職員	短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に限る。）

(部分休業をすることができない職員)

**第19条** 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)
(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> 」という。）を除く。）
(部分休業の承認)
<b>第20条</b> 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
2・3 (略)
(略)
<b>附 則</b>
1～3 (略)
<u>（給与条例附則第7項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）</u>
4 <u>育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第7項の規定の適用については、同項中「D」とする」とあるのは、Dに、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u>
_____
_____
_____
_____
_____
_____
_____
_____
_____
_____
(略)

(1) (略)
(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「 <u>再任用短時間勤務職員等</u> 」という。）を除く。）
(部分休業の承認)
<b>第20条</b> 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等 _____を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
2・3 (略)
(略)
<b>附 則</b>
1～3 (略)
<u>（給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）</u>
4 <u>育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第7項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額（J」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（J」と、「同項の」とあるのは「附則第4項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。</u>
5 <u>任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第7項第1号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額（J」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号及び次号において「算出率」という。）を乗じて得た額（J」と、「同項の」とあるのは「附則第4項の」と、「当該最低の給料の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。</u>
6 <u>第20条の承認を得て育児休業法第19条の規定による勤務をしている職員が、給与条例附則第7項の規定により給与が減じられて支給される場合においては、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例附則第9項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u>
(略)

(第6条関係) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年条例第1号) 新旧対照表

改正案	現 行
(略)	(略)
(1週間の勤務時間)	(1週間の勤務時間)
<b>第2条</b> (略)	<b>第2条</b> (略)

2 (略)

3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項  
の規定により採用された職員

(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

**第3条** 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

**第4条** (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(略)

(年次有給休暇)

**第12条** 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6

第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

**第3条** 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

**第4条** (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(略)

(年次有給休暇)

**第12条** 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

<p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p><b>第18条</b> 非常勤職員（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。</u>）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、別に定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>(略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p><b>第18条</b> 非常勤職員（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、別に定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>(略)</p>
--	---

(第7条関係) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(職員の派遣)	(職員の派遣)
<b>第2条 (略)</b>	<b>第2条 (略)</b>
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。
(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u> の規定により採用された職員を除く。）	(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u> の規定により採用された職員を除く。）
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
(5) <u>白井市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u>	(新設)
(6) (略)	(5) (略)
3 (略)	3 (略)
(略)	(略)

(第8条関係) 白井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第12号）新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(報告事項)	(報告事項)
<b>第3条</b> 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（ <u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u> ）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。	<b>第3条</b> 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（ <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u> ）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。
(1)～(11) (略)	(1)～(11) (略)
(略)	(略)